



2026年6月15日

各位

会社名 株式会社D&Mカンパニー
代表者名 代表取締役社長 松下明義
(コード番号：189A 東証グロース市場)
問合わせ先 取締役管理部長 南浦佳孝
兼経営企画部長
TEL. 06-6456-7036

株主優待制度の一部変更及び拡充に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年5月11日付「株主優待制度の導入に関するお知らせ」にて公表いたしました株主優待制度について、2027年5月末日基準の株主優待より制度内容を一部変更し、実施回数及び優待原資を拡充することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更及び拡充の理由

当社は、2026年5月11日付「株主優待制度の導入に関するお知らせ」において、より多くの投資家の皆様に当社をご認知いただき、当社株式を中長期的に保有いただくことで、株主層の拡大及び株式流動性の向上を図ることを目的として、株主優待制度の導入を公表いたしました。

同開示後、当社株式に係る大量保有報告書の変更報告書において、短期間における当社株式の大量譲渡が報告され、当社株式の保有状況に変化が生じていることを確認しております。加えて、2026年5月末日時点の株主名簿において、当社普通株式300株以上を保有する株主数は523名となりました。

また、本日別途公表しております「連結業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、当社の事業は堅調に推移しております。当社は、今後の成長投資及び財務基盤の強化とのバランスを踏まえつつ、より多くの投資家の皆様に当社株式への関心をお持ちいただくため、株主還元機会を拡充することといたしました。

株主優待制度は、株主様の投資判断にも影響し得る制度であることから、安定的かつ継続的に運営していくことが重要であり、制度内容の変更については慎重に検討すべきものと認識しております。一方で、投資家の皆様からのご意見等も踏まえ、現行制度については、1口・2口の付与区分や継続保有条件により優待相当額を直感的に把握しづらい面があること、また、現段階においては、より多くの個人投資家の皆様に当社株式への投資をご検討いただきやすい制度設計とすることが、株主層の拡大及び株式流動性の向上に資するものと判断いたしました。

このため、初回となる2026年11月末日基準の株主優待については、2026年5月11日付で公表した内容のとおり実施し、2027年5月末日基準の株主優待より、権利確定日を毎年5月末日及び11月末日の年2回に変更いたします。また、各基準日における優待原資を10,000千円とし、年間の優待原資を20,000千円とすることで、株主優待制度を拡充いたします。あわせて、2027年5月末日基準以降については、1口・2口の付与区分及び継続保有条件を設けず、各基準日における対象株主数に応じて株主様1名当たりの優待相当額を算定する方式へ変更いたします。

なお、当社は、株主優待制度について、継続的に維持可能な水準で安定的に運営することを重視しております。今後も、業績動向、財務状況、株主数の推移及び株式流動性等を総合的に勘案し、安定的な制度運営が可能と判断される場合には、優待原資の追加的な増額についても検討してまいります。

2. 変更及び拡充の内容

2026年11月末日基準の株主優待については、2026年5月11日付「株主優待制度の導入に関するお知らせ」にて公表した内容から変更ありません。

2027年5月末日基準以降の株主優待は、以下のとおり変更いたします。

項目	変更前	変更後
権利確定日	毎年 11 月末日	毎年 5 月末日及び 11 月末日
優待原資	年間 10,000 千円	年間 20,000 千円 (各基準日 10,000 千円)
対象となる株主様	毎年 11 月末日時点で当社普通株式 300 株以上を保有する株主様	各基準日において当社普通株式 300 株以上を保有する株主様
付与区分・算定方法	1 口付与対象株主及び 2 口付与対象株主の区分に基づき、1 口当たりの優待相当額を算定	1 口・2 口の付与区分を設けず、各基準日における対象株主数に応じて株主様 1 名当たりの優待相当額を算定
継続保有の判定	初回は 2026 年 5 月末日から 2026 年 11 月末日まで、2027 年以降は前年 11 月末日から当年 11 月末日までの継続保有状況により判定	継続保有条件を設けず、各基準日時点の保有状況により判定
優待内容	電子ギフト	電子ギフト

3. 変更後の制度概要

(1) 2026 年 11 月末日基準の株主優待

初回となる 2026 年 11 月末日基準の株主優待については、2026 年 5 月 11 日付「株主優待制度の導入に関するお知らせ」にて公表した内容のとおり、2026 年 5 月末日からの継続保有状況に応じて 1 口又は 2 口分を付与する制度として実施いたします。

(2) 2027 年 5 月末日基準以降の株主優待

2027 年 5 月末日基準以降の株主優待については、毎年 5 月末日及び 11 月末日を権利確定日とし、各基準日において当社普通株式 300 株以上を保有する株主様を対象といたします。

各基準日における優待原資は 10,000 千円とし、当該優待原資を対象株主数で除して、株主様 1 名当たりの優待相当額を算定いたします。なお、1,000 円未満は切り捨てます。

優待内容は電子ギフトを予定しており、具体的な受取方法その他の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

基準日	優待原資	対象となる株主様
2027 年 5 月末日以降 (5 月末日、11 月末日)	各基準日：10,000 千円 (年間合計：20,000 千円)	各基準日において、当社普通株式 300 株以上を保有する株主様

注. 各基準日における対象株主数に応じて、株主様 1 名当たりの優待相当額が変動いたします。

4. 制度変更後の計算例 (参考)

2027 年 5 月末日以降 (制度変更後)

対象株主数の前提	1 名当たり優待相当額	年間優待利回り (300 株保有・株価 910 円で算定)
523 名 (2026 年 5 月末日時点)	各基準日：19,000 円 (年間合計：38,000 円)	13.9%

注 1. 上記は、2026 年 5 月 11 日付「株主優待制度の導入に関するお知らせ」公表後、同年 5 月末日までの売買を経た 2026 年 5 月末日時点の 300 株以上保有株主数 523 名と同数であることを前提とした参考値です。実際の優待相当額及び年間優待利回りは、各基準日における対象株主数及び株価により変動いたします。

注 2. 年間優待利回りの算定には、300 株保有の株主様を前提に、取締役会決議日の前営業日 (2026 年 6 月 12 日) の東京証券取引所における当社普通株式の終値 910 円を用いております。

なお、初回となる 2026 年 11 月末日基準の株主優待について、2026 年 5 月末日時点の 300 株以上保有株主数が 2026 年 11 月末日時点においても 523 名であり、かつその全員が 2 口付与対象株主に該当すると仮定した場合、株主様 1 名当たりの優待相当額は 18,000 円相当、同条件における 2 口付与対象株主の参考利回りは 6.6%となります。

5. 今後の見通し

本件による2026年5月期の連結業績への影響はありません。なお、2027年5月期の連結業績予想につきましては、2026年7月14日に公表予定の2026年5月期決算短信において、本件による影響を織り込んで公表する予定です。

以 上